

山形市体育施設大会使用計画調整要項

(目的)

第1条 この要項は、各団体から提出された山形市体育施設の大会使用計画に基づいて、施設の公平な使用と効率的な運営を図るため、使用調整に必要な事項を定めることを目的とする。

(調整する大会等)

第2条 調整を行う大会並びに行事等は「山形市体育施設大会計画書」により各団体から指定期日までに提出のあったもののみとする。ただし、講習会・定例会・強化合宿等については調整対象外とする。

(調整基準)

第3条 大会使用の調整は「優先順位」により行うこととし、同日に同等の大会並びに行事等が重複した場合は、公式大会及び上位大会の予選会等の事業内容により判断するものとする。ただし、次の大会・行事等については、別途調整するものとする。

- (1) 山形市又は山形市教育委員会が主催・共催する大会、行事
- (2) 山形市体育協会が主催するスポーツ大会・行事及び山形市教育委員会が委託する地域スポーツ振興事業で使用する場合
- (3) 指定管理者が主催・共催するスポーツ大会・行事

「優先順位」

1	1	全国規模のスポーツ大会
	2	全国規模のイベント、行事
2	1	東日本規模のスポーツ大会
	2	東日本規模のイベント・行事
3	1	東北規模のスポーツ大会
	2	東北規模のイベント、行事
4	1	山形県規模のスポーツ大会
	2	山形県規模のイベント、行事
5	1	山形地区・市のスポーツ大会
	2	山形地区・市のイベント、行事
6	1	その他、大会規模等により事前に使用の調整をしないと開催できないもの